

韓国知的財産ニュース 2019年1月前期

(No. 382)

発行年月日：2019年1月18日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法一部改正法律
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律
- 1-3 商標法一部改正法律
- 1-4 特許法一部改正法律

関係機関の動き

- 2-1 新任特許庁次長に千世昌特許審査企画局長が任命
- 2-2 高品質の特許を確保するための中韓間の特許審査協力が本格化
- 2-3 特許庁、新年に変わる制度・支援施策を発表
- 2-4 2019年度特許庁支援事業に関する合同説明会を開催
- 2-5 大学・公共研の特許に関する規制緩和を行い、技術移転を促進する
- 2-6 特許庁、サウジアラビアに史上最大規模の行政韓流の輸出を本格化
- 2-7 将来に備えた国防分野における知的財産権利化制度を設ける
- 2-8 特許庁と慶尚北道教育庁、発明体験教育館の設置・運営のための業務提携を締結
- 2-9 特許庁、企業と機関の標準特許の確保能力を育てる

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、企業のための「中国の知的財産権実務ガイドブック」を発刊

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 商標の公正な使用秩序を確立するための商標審査制度の改善

その他一般

- 5-1 パク・ウォンジュ特許庁長の2019年新年の辞
- 5-2 パク・ウォンジュ特許庁長とのインタビュー

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法一部改正法律

電子官報 (2019.1.8)

国会で成立したデザイン保護法一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第16203号

デザイン保護法一部改正法律

デザイン保護法一部を次のとおり改正する。

第125条の2を次のとおり新設する。

第125条の2(国選代理人) ①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人(以下、「国選代理人」とする)を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

附則

この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

中小企業、学生、生活保護受給者などの社会的弱者は相当な費用がかかる知的財産紛争に対応しにくいのが現状である。

公益弁理士特許相談センターを通じて社会的弱者の審判代理を支援しているが、審判段階で社会的弱者が知的財産の保護を十分に受けられるよう、支援をより拡大する必要がある。

そこで、特許審判で当事者の申請を受けて審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加し、国選代理人が選任された事件については審判手数料を減免できる根拠も追加するためである。

1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律

電子官報 (2019. 1. 8)

国会で成立した不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第 16204 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部を次のとおり改正する。

第2条第2号中「合理的な努力によって秘密に維持された」を「秘密として管理された」にする。

第14条の2に第6項及び第7項をそれぞれ次のとおり新設する。

⑥裁判所は営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には第11条にかかわらず、第1項から第5項までの規定に基づき、損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑦第6項に基づく賠償額を判断する時に、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意、又は損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為によって営業秘密保有者が受けた被害規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第18条第1項及び第2項をそれぞれ次のとおりとする。

①営業秘密を外国で使う、又は外国で使われると知りながら、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が15億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金に

処する。

1. 不正な利益を得る、又は営業秘密保有者に損害を与える目的で行った次の各目のいずれかに該当する行為
 - イ. 営業秘密を取得・使用する、又は第三者に漏洩する行為
 - ロ. 営業秘密を指定された場所の外に無断で流出する行為
 - ハ. 営業秘密保有者から営業秘密の削除・返還を要求されたにもかかわらず、これを保有し続ける行為
 2. 窃取・欺罔・脅迫、その他の不正な手段で営業秘密を取得する行為
 3. 第1号又は第2号に該当する行為が介入した事実を知らず、その営業秘密を取得又は使用（第13条第1項に基づき、許容された範囲での使用は除く）する行為
- ②第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、10年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の10倍に該当する金額が5億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の2倍以上10倍以下の罰金に処する。

第18条の3第1項中「2千万ウォン」を「3千万ウォン」にし、同条第2項中「1千万ウォン」を「2千万ウォン」にする。

附則

第1条（施行日） この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償に関する適用例） 第14条の2第6項及び第7項の改正規定は、この法の施行後、営業秘密侵害行為が始まる場合から適用する。

<改正理由>

企業の営業秘密保護を強化するために、保護対象となる営業秘密の要件を緩和するとともに、営業秘密侵害行為に対して損害額の3倍の範囲で懲罰的損害賠償制度を導入し、営業秘密侵害行為の類型を拡大し、営業秘密流出に対する罰則を引き上げるなど、現行制度の運営上に現れた一部問題点を改善・補完するためである。

国会で成立した商標法一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第 16205 号

商標法一部改正法律

商標法一部を次のとおり改正する。

第 51 条の題名中「指定」を「登録」にし、同条第 1 項各号以外の部分中「専門機関を指定して」を「第 2 項に基づく専門機関に」にし、同条第 2 項から第 4 項までをそれぞれ第 4 項から第 6 項までにし、同条に第 2 項及び第 3 項をそれぞれ次のとおり新設し、同条第 6 項（従来の第 4 項）中「第 1 項」を「第 2 項」にし、「指定基準」を「登録基準」にする。

- ②第 1 項に基づき、特許庁長が依頼する業務を行いたい者は特許庁長に専門機関の登録をしなければならない。
- ③特許庁長は第 1 項の業務を効果的に行うために必要だと認める場合には大統領令で定める専門担当機関に専門機関の業務に対する管理及び評価に関する業務を代行させることができる。

第 52 条の題名中「指定取消」を「登録取消」にし、同条第 1 項各号以外の部分中「第 51 条第 1 項」を「第 51 条第 2 項」にし、「指定」をそれぞれ「登録」にし、同項第 1 号中「指定を受けた」を「登録をした」にし、同項第 2 号中「第 51 条第 4 項」を「第 51 条第 6 項」にし、「指定基準」を「登録基準」にし、同条第 2 項中「指定」を「登録」にする。

第 124 条の 2 を次のとおり新設する。

第 124 条の 2（国選代理人）①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人（以下、「国選代理人」とする）を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

- ②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。
- ③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第 216 条第 1 項第 1 号中「第 51 条第 1 項から第 3 項までの」を「第 51 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの」にする。

附則

第 1 条（施行日）この法は公布後、6 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条（専門機関に関する経過措置）この法が施行される当時、従来の規定に基づいて指定された専門機関は第 51 条の改正規定に基づき登録したとみなす。

<改正理由及び主要内容>

「特許法」は特許出願審査に必要な先行技術調査などの業務を行う専門機関を、指定でなく登録できるように規定することで、専門性が検証された多数の専門機関が特許出願審査関連の調査・分析業務に参加できるようにしている。

そこで、商標登録出願審査に関連する商標検索などの業務を行う専門機関についても指定制から登録制へと変更し、出願審査関連の調査・分析の品質向上に寄与するためである。

また、特許審判で当事者の申請を受けて審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加し、経済的支援効果を高めるために国選代理人が選任された事件については審判手数料を減免できる根拠も追加するためである。

1 - 4 特許法一部改正法律

電子官報（2019.1.8）

国会で成立した特許法一部改正法律を公布する。

2019 年 1 月 8 日 大統領 ムン・ジェイン

法律第 16208 号

特許法一部改正法律

特許法一部を次のとおり改正する。

第 65 条第 2 項中「通常」を「合理的に」にする。

第 126 条の 2 を次のとおり新設する。

第 126 条の 2（具体的行為態様提示義務）①特許権又は専用実施権の侵害訴訟で特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。

②裁判所は当事者が第 1 項にかかわらず、自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合にはその主張の当否を判断するために、その当事者に資料の提出を命じることができる。ただし、その資料の所持者がその資

料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない。

- ③第2項に基づく資料提出命令に関しては第132条第2項及び第3項を準用する。この場合、第132条第3項中「侵害の証明、又は損害額の算定において必ず必要な時」を「具体的行為態様を提示できない正当な理由の有無の判断において必ず必要な時」にする。
- ④当事者が正当な理由なしで自らの具体的行為態様を提示しない場合、裁判所は特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を真実なものとすることができる。

第128条第5項中「通常」を「合理的に」にし、同条に第8項及び第9項をそれぞれ次のとおり新設する。

- ⑧裁判所は他人の特許権又は専用実施権を侵害した行為が故意的なものとする場合には第1項にかかわらず、第2項から第7項までの規定に基づき、損害と認められた金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる。
- ⑨第8項に基づく賠償額を判断する時は次の各号の事項を考慮しなければならない。
1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
 2. 故意、又は損害発生の憂慮を認識した程度
 3. 侵害行為によって特許権者及び専用実施権者が受けた被害規模
 4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
 5. 侵害行為の期間・回数など
 6. 侵害行為による罰金
 7. 侵害行為をした者の財産状態
 8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第139条の2を次のとおり新設する。

第139条の2（国選代理人）①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人（以下、「国選代理人」とする）を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第207条第4項本文中「通常」を「合理的に」にする。

附則

第1条（施行日） この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

第2条（具体的行為態様提示義務に関する適用例） 第126条の2の改正規定は、この法の施行後、最初に請求される特許権及び専用実施権の侵害訴訟から適用する。

第3条（損害賠償請求権に関する適用例） 第128条第8項及び第9項の改正規定は、この法の施行後、最初に違反行為が発生した場合から適用する。

第4条（他の法律の改正） 実用新案法一部を次のとおり改正する。

第33条中「第139条、第140条」を「第139条、第139条の2、第140条」にする。

<改正理由>

特許審判で国選代理人選任の根拠を追加するとともに、特許権又は専用実施権の侵害行為に対して損害額の3倍の範囲で懲罰的損害賠償制度を導入し、実施料賠償規定を改正し、侵害行為に対して具体的行為態様提示義務を新設するためである。

関係機関の動き

2-1 新任特許庁次長に千世昌特許審査企画局長が任命

電子新聞（2019.1.2）

韓国特許庁千世昌（チョン・セチャン）特許審査企画局長が新任特許庁次長に任命された。

千次長は全羅北道全州出身で、全州永生高校、ソウル大学を卒業し、忠南大学で法学博士課程を修了した。

1992年に公職生活を始め、特許庁産業財産政策課長、情報管理課長、特許審査企画局長、特許審判院審判5部首席審判長、審判10部審判長などを務め、専門性が高いとの評価を受けている。

特に、「特許行政先進施策」を策定し、実用新案先登録制度の導入、特許審査官の増員および審査組織の増設などを推進した。「知識財産強国実現戦略」を策定し、知識財産委員会の設立、知識財産基本法の制定、特許訴訟の管轄集中、創意資本の造成などに取り組んできた。

また、知的財産権（IP） - 研究開発（R&D）事業を定着させるために、特許品質のイノベーション、R&D イノベーションを図るとともに、標準特許センターと韓国特許戦略開発院の設立、知識財産学会の創設にも力を入れてきた。

特許庁内部では国民と共感するコミュニケーション行政を重視し、業務担当者と政策需要者との議論を通じて政策環境に合った合理的な意思決定を追求するタイプだと認識されている。

2-2 高品質の特許を確保するための中韓間の特許審査協力が本格化

韓国特許庁（2019.1.2）

- 中国、世界初で韓国と特許共同審査を今年1月から実施 -

韓国特許庁は2019年1月1日から中韓間の特許共同審査プログラム（CSP: Collaborative Search Program）を実施すると発表した。

特許共同審査プログラムとは、両国に同一の発明を特許出願（交差出願）した出願人の申請がある場合、両国の審査官がお互いの先行技術調査の結果を共有して審査し、他の出願より優先して迅速に審査するプログラムである。

このプログラムを活用すれば、韓国と中国に共通出願される特許は、両国の協力審査を経て高品質で同一の審査結果を得ることができるとともに、迅速に登録され、安定的に保護されることになる。

特許共同審査プログラム（CSP）は2014年10月に韓国が提案し、現在、韓国と米国、米国と日本の間で実施されている。

2015年9月から米韓間で実施された結果、審査処理期間は平均7.5カ月と一般審査に比べて3.3カ月短くなり、両国の審査結果の一致率も一般交差出願（68.6%）に比べて13.3ポイント増加し、高品質で予測可能な審査結果が迅速に得られることが確認できた。

米韓はこれを基に、2018年5月にCSPを正規のプログラムにすることで合意し、知的財産権の先進国である英国、ドイツ、フランスなど、経済市場規模が大きいブラジル、インド、アセアンなどに拡大推進することにした。

中国は韓国の最大貿易相手国で、2017年時点で海外特許出願に占める国内出願人の割合が19.6%を占める、知的財産権における主な協力国でもある。

*2017年の韓国企業の主な海外特許出願国：米国（1位、35,565件（52.9%））、中国（2位、13,180件（19.6%））、欧州（3位、6,455件（9.6%））

今回、中韓で特許共同審査プログラムを実施することで、中国に事業進出と拡大を希望する韓国企業は中国での特許確保と事業運営が容易になるだろう。

特許審査企画局の局長は、「韓国の貿易相手国1位の中国、2位の米国とで実施する特許共同審査プログラムは、海外に進出する韓国企業に役立つ審査協力プログラムである」とし、「これから本プログラムを、韓国企業の海外市場進出や国際特許審査協力の需要が高い、ブラジルやインド、アセアンなどに拡大し、韓国の中小企業が海外特許権を確保し、グローバルなIP強小企業に成長できるよう、積極的に支援したい」と付け加えた。

詳細については、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）で確認でき、お問い合わせは特許庁特許審査制度課（042-481-5400）にすれば良い。

2-3 特許庁、新年に変わる制度・支援施策を発表

韓国特許庁（2019.1.2）

- 国民の利便性向上、中小企業のイノベーション成長の支援、公正な経済の実現に焦点 -

韓国特許庁は、特許審判への国選代理人選任制度の導入、懲罰的損害賠償制度の施行、知的財産（IP）金融活性化対策の推進などを骨子とした「2019年新たに変わる知的財産制度・支援施策」を新年初日に発表した。

新年から変わる知的財産制度は、社会的弱者への支援と国民の利便性向上、中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援、技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現などに重点を置いている。

詳細は下記のとおりである。

1. 社会的弱者への支援と国民の利便性向上

- (特許審判への国選代理人選任制度の導入) 知的財産保護に脆弱な社会・経済的弱者 (*) を対象に国選代理人の選任を支援し、国選代理人を選任する当事者の審判手数料を減免する (2019年7月施行)
 - * 小企業、大企業と紛争中の中企業、若手起業家、障害者など
- (過誤納特許手数料の自動返還) これまでは出願人の返還請求がなければ、過誤納特許手数料を返してもらうことができなかったが、特許手数料の手続きを改善して出願人が払戻口座を事前に登録 (*) しておけば、別途、返還請求をしなくてもその口座に振込する (2019年1月施行)
 - * 事前登録を希望しなければ、従来の手続きに沿って行われる
- (国際特許出願手続きの簡素化) 国際特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty) に基づく国際特許出願の手続きを e-PCT (世界知的所有権機関 (WIPO) が提供するオンライン上のサービス) で一度に踏むことができる (2019年1月施行)
 - * 現在は、WIPO の e-PCT で出願書を作成した後、韓国の特許出願ウェブサイト (特許路) に別途出願書を提出する

2. 中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援

- (IP 担保・保証貸出の活性化) スタートアップ向け IP 保証商品の保証割合の引き上げおよび貸出金利の引き下げ商品 (*) を発売し、優秀な IP を保有する技術集約型中小企業など向け IP 担保貸出を実施する銀行を拡大 (**) する (2019年上半期予定)
 - * 保証割合の引き上げ (90~95%→95~100%) と貸出金利 (0.5%) 優遇
 - ** (現在) 産業・企業・国民銀行、(拡大) ウリ・新韓・ハナ銀行
- (特許共済事業の施行) 中小企業が海外出願、特許訴訟など、知的財産の資金リスクに効果的に備えられるように、「先に貸与し、後で分割返済する」形式の特許共済を導入する (2019年上半期予定)

- （共通の中核技術への IP R&D 支援）多くの中小企業が共通して必要とする新技術や隘路技術に関する特許分析を体系的に行い、各分野の企業群全体の技術習得及び特許競争力の強化を図る（2019 年 1 月施行）
- （職務発明補償金の非課税拡大）職務発明補償金の所得税非課税の限度を従来の 300 万ウォンから 500 万ウォンへと引き上げ、非課税の対象に「産学協力団から学生が受け取った補償金」を追加（2019 年 2 月施行）

3. 技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現

- （懲罰的損害賠償制度の施行）他人の特許権や営業秘密を侵害する場合、損害額の 3 倍以内で損害賠償額を認めることができ、侵害者が得た利益全額を特許権者に返す制度を導入し、知的財産権の侵害に対する損害賠償を強化する（2019 年 7 月予定）
- （営業秘密管理の負担軽減）中小企業による営業秘密の立証要件を緩和するとともに、刑事処罰の種類を拡大し、罰則を強化する（*）（2019 年 7 月予定）
 - *（類型）指定された場所の外に流出、返還・削除の要求に応じない、不正な方法で取得、不法流出した営業秘密の再取得・使用
 - *（罰則）懲役（国内：5→10 年、国外：10→15 年）と罰金の上限額（国内：5,000 万ウォン→5 億ウォン、国外：1 億ウォン→10 億ウォン）
- （特司警の取り締まり範囲の拡大）商標権の侵害事件に限られている特許庁特別司法警察の捜査管轄を特許・営業秘密・デザイン侵害にまで拡大（2019 年 3 月施行）

他に注目すべきニュースでは、大田の創意発明体験館を改装してオープン（2019 年 2 月 12 日）、仁川松島で開催される五大特許庁会合（IP5）（2019 年 6 月 12 日）などがある。

特許庁のスポークスマンは、「IP 金融活性化対策、懲罰的損害賠償制度など、新たに施行されるか、変わる政策に対して国民とのコミュニケーションを図るとともに、政策を発信していきたい」とし、「知的財産サービスを持続的に改善し、イノベーション成長と公正な経済の実現に貢献したい」と明らかにした。

特許庁長は 1 月 2 日（水曜）、スポークスマンは 3 日（木曜）、午後 4 時にフェイスブックとユーチューブで配信するソーシャルトークショー「4 時!特許庁です」に出演し、変わる制度について広報する予定である。また、重要な案件については今後、政策担当者が自ら出演して説明し、国民との意思疎通を図る計画である。

2-4 2019年度特許庁支援事業に関する合同説明会を開催

韓国特許庁 (2019.1.7)

- 企業の知的財産競争力を強化するための情報共有の場 -

韓国特許庁はスタートアップ、中小・中堅企業、大学・公共研究所などを対象に、1月11日（ソウル、韓国科学技術会館）、18日（釜山、商工会議所）、25日（光州、イノビズセンター）に「2019年度特許庁支援事業に関する合同説明会」を開催する。

合同説明会は特許庁をはじめ、韓国特許戦略開発院、韓国発明振興会、韓国知識財産保護院など6つの関係機関が参加し、知的財産の創出、保護、活用・事業化、教育分野別に2019年度に変わる事業内容、支援の手続き、支援規模などについて分かりやすく説明する予定である。

説明会では中小企業が海外出願、特許訴訟など、知的財産関連の資金リスクに効果的に備えられるように、新規に推進する特許共済事業と、地域の有望な中小企業にIP総合インフラを支援する知的財産創出支援などを含め、計15の主要事業について紹介する予定である。

また、現場で質疑応答を行うために、各事業の専門家とのマンツーマン相談コーナーを向ける。さらに、参加者には「2019知的財産支援施策」の冊子も配る計画である。

特許庁企画調整官は、「今年、特許庁で展開する支援事業について理解できる良い機会」とし、「大勢の中小・ベンチャー企業家と起業準備者に参加してもらい、支援事業に関するさまざまな情報を得て支援を受けられるようになることを期待している」と伝えた。

詳細については、特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) で確認できる。

2-5 大学・公共研の特許に関する規制緩和を行い、技術移転を促進する

韓国特許庁 (2019.1.8)

- 高品質の特許創出のための特許費用支援の拡大、特許の譲渡手続きの簡素化など -

韓国政府は1月8日15時、大韓商工会議所で「第2回科学技術関係長官会議」を開催し、イノベーション成長対策の一環として、「大学・公共研の特許活用の革新方策」を発表した。

今回の革新方策は大学、公共研究機関の R&D の成果である特許が、民間企業にスムーズに移転され、事業化につながるように、市場収益創出の観点からの高品質の特許創出、質の高い特許創出のための特許費用支援と発明者の権利保障、特許技術の移転・事業化・法制度の改善を骨子としている。

これまで大学・公共研は市場の需要を視野に入れず、量を中心に特許を出願してきた。その結果、特許費用は不十分で価値のある特許も不足しているのが現状である。

※特許出願件数 (2016) : KAIST 1,009、ソウル大学 927、東京大学 229、MIT 470、スタンフォード 288
特許出願 1 件当たりの費用 (2016、万ウォン) : 韓国の大学 300、公共研 508、ソウル大学 386、スタンフォード 4,099

また、技術移転収入のうち、実際に企業の売上高に関連する経常技術料の割合は 13.6% に過ぎず (*)、ほとんどは定額技術料として徴収している。このため特許技術の商用化に失敗した際、企業の負担を重くしている。

*技術料のうち、経常技術料 (前払金は除く) の割合 (2016) : 韓国 13.6%、日本 32.5%、米国 66.9%

一方、海外の主要国はスタートアップを育成するために、特許の独占使用を積極的に許可しているが、韓国では複数の企業に特許使用を許可する通常実施が原則である。

その結果、韓国の大学・公共研が保有する特許は 34.9% のみ活用されており、企業に移転された技術が実際、売上高につながったのは 10.8% に過ぎず、全体の大学の 53% は技術移転収入が特許費用を下回っている。

これを受け、韓国政府は大学・公共研が保有する特許技術の移転・事業化を促進し、韓国経済の成長エンジンの確保と雇用創出のために、「大学・公共研の特許活用の革新方策」を発表した。

方策の内容は以下のとおりである。

第一に、市場収益創出の観点から、高品質の特許を創出する方策を推進する。

これまでは市場の需要を視野に入れずに特許出願をしてきたが、これからは企業の需要がある技術を中心とする特許出願を誘導（*）する。

* 出願前に発明の審議・評価を行い、有望技術を選別する「需要を基盤とする発明インタビュー」を強化

政府 R&D 課題を評価する時、依然として量的特許成果指標が使われているため、これを縮小して経済的成果を中心とする特許成果指標へと転換する（*）。

* 優秀な研究成果の権利を先取りするために特許出願件数は維持するが、長期間の戦略的対応が必要な登録件数、海外特許件数などは短期実績評価から除外

企業が懸念する技術事業化のリスクを減らし、大学・公共研が保有する特許の技術成熟度を高めるために、政府が特許の有効性を検証する事業（特許ギャップファンド）を集中的に支援する。

*（現行）単年度、課題を単位にして一回だけ支援→（改善）長年間、機関を単位にして投資 - 回収 - 再投資する大規模事業へと転換

低価格の特許代理（*）による不良特許を防止するために、まず国家機関向けの適正な代理人費用勧告（案）を設け、大学・公共研が同勧告案を使用するよう、積極的に誘導する計画である。

* 特許出願 1 件当たりの代理人費用：（公共機関）74 万ウォン、（民間企業）138 万ウォン（2018、弁理士会）

第二に、質の高い特許創出のために、特許費用支援を拡大するとともに、有望特許の死蔵を防止して発明者の権利保障を強化する。

強い特許を創出するためには相当な費用がかかるため、高品質な明細書作成、海外出願および海外特許の収益化を支援するファンドを造成（*）する。

*母胎ファンド (fund of funds) の特許アカウントを使用して IP 出願 (20 億ウォン)、IP 収益化 (50 億ウォン) に出資 (2018) し、今後、次第に拡大する予定

特許予算不足により有望特許が死蔵しないよう、研究者が特許費用の一部を直接負担するか、大学・公共研による特許出願および権利維持ができない場合には特許を研究者に返す根拠規定を設ける。

有望特許の技術移転・事業化に対して大学・公共研が適切な費用を回収し、再投資できるように、技術料分配前の特許費用先控除根拠 (*) を設ける。

*大学・公共研の技術料収入から特許費用を先に控除した後、技術料を分配することで、有望技術の特許権の確保・強化に活用する特許費用を拡充

第三に、大学・公共研が保有する特許技術の移転・事業化を阻害する法制度の改善を推進する。

市場を先導していくイノベーション中小・中堅企業を育成するために、これまでは基準が曖昧であるため、現場で適用しにくい専用実施 (特許の独占使用) の許容基準を明確化するとともに、特許の譲渡も促進するために、大学・公共研の特許技術移転に関する実務ガイドラインを関連部処と共同で作成・配布する。

事業化に失敗すると、企業の負担が重くなる従来の定額技術料納付方式より、売上高に応じて技術料を納付する経常技術料納付方法を拡大するために、標準契約書を開発・普及し、誠実に納付した企業は政府事業の選定時に優遇する。

また、特許を基盤とする起業を促進するために、既存の複雑な特許譲渡手続きの代わりに、簡単かつ公正な特許譲渡手続きを提示 (*) し、大学・公共研に適用する計画である。

* (既存) 1 年以上、移転希望技術を公示 → (改善) 1 カ月間、譲渡予定技術を公示 (譲渡予定企業と譲渡条件を明記)

政府は、今回の革新方策が順調に進めば、特許移転を受けた民間企業の売上高は、現在の 1 兆 2 千億ウォンから 2022 年には 3 兆ウォンへとなり、新規雇用は直接・間接雇用を合わせて現在の 5 千人余りから 2022 年には 1 万人へと拡大され、大学・公共研の技術料収入も現在の 1,771 億ウォンから 2022 年には 2,700 億ウォン程度に増大すると見込んで

いる。

特許庁長は、「これまで大学・公共研の特許は厳しく管理する規制に縛られていたが、これからは大学・公共研の特許を企業にスムーズに移転するとともに、事業化につなげることで、韓国企業のイノベーション成長を促進するために今回の改善策を打ち出した」とし、「革新方策に盛り込まれている重要な推進課題が計画どおりに履行されるよう、特許庁は早急に法改正を推進し、関係部処と緊密に協力していきたい」と明らかにした。

2-6 特許庁、サウジアラビアに史上最大規模の行政韓流の輸出を本格化

韓国特許庁 (2019. 1. 9)

- サウジアラビアにおける知的財産エコシステム造成事業に重要なパートナーとして参加することが確定 -

サウジアラビアの国家成長戦略である「ビジョン 2030」を実行するための知的財産エコシステム造成事業に韓国特許庁が戦略的パートナーとして参加する。

韓国特許庁長は、サウジアラビア知財総局と 1 月 9 日、シグニエルホテル（ソウル市松坡区）で知的財産権分野の高官級会談を行い、今後、両国の知的財産協力事業の青写真となる「韓-サウジアラビア間の知的財産協力実行計画」に署名した。

国家知的財産戦略の策定・実行、特許行政情報システムの開発、知的財産専門人材の養成などの協力プログラムが盛り込まれている同実行計画に署名したことで、サウジアラビアのフレンドリーな知的財産エコシステムの建設のために、両国政府が共に推進するプロジェクトの種類、範囲、期間などの主要事項が確定した。

また、同実行計画には協力プロジェクトをスムーズに移行するために、韓国の知的財産の専門家を最大 15 人、現地に派遣するという内容が盛り込まれている。さらに情報システムの開発、専門家派遣など、協力事業の推進に必要とされるすべての費用をサウジアラビア側が負担するという原則も確認され、今後、実行計画の安定した移行が可能になる見通しである。

公共行政韓流を拡散するという観点からも、今回の「韓-サウジアラビア間の知的財産協力実行計画」の確定は、新たな道しるべとなるだろう。

特許庁は UAE と協力事業を展開し、2014 年から特許審査官 5 人を UAE 現地に派遣し、審査官が審査業務を代行している。また、450 万ドル規模の特許行政情報化システムの開発に成功し、現在、後続のメンテナンス契約も締結している。

今回確定したサウジアラビアとの知的財産協力実行計画は、人数と予算の面で UAE との協力事業を圧倒する見通しであるため、特許行政だけでなく、公共行政韓流の拡散および輸出の歴史に新たな章を始めるだろう。

特許庁長は、「一国の知的財産エコシステム建設事業に他の国が参加するのは、世界に類を見ない知的財産協力モデルである、韓国の特許行政の優秀性を示す事例」とし、「サウジアラビアのビジョン 2030 を知的財産分野で実施することを支援し、韓-サウジアラビア間の未来志向的な協力強化に寄与するだろう」と述べた。

また、「韓国企業が海外で無事に定着するためには、知的財産保護が先に行わなければならない」と説明し、「UAE、サウジアラビアなど中東の主要国に韓国型知的財産制度が移植されることで、韓国企業が現地に進出する上で必要なインフラ強化に今回の成果がつながるだろう」と評価した。

2-7 将来に備えた国防分野における知的財産権利化制度を設ける

防衛事業庁 (2019. 1. 11)

防衛事業庁は 1 月 11 日 (金曜)、兵器システムの研究開発事業から創出される知的財産を管理するための「知的財産権管理指針」を制定したと発表した。

これまでは兵器システムの研究開発事業から創出される知的財産の権利化には消極的であった。そこで、知的財産権の発生から権利化までを体系的に管理する制度が必要との指摘が上がった。

「知的財産権管理指針」には兵器システムの研究開発事業から創出される知的財産の識別および申告、知的財産権を取得するための出願、知的財産権の情報管理などの手続きのほか、防衛事業庁に所属する公務員による職務発明を審議する「職務発明審議委員会」の構成・運営、職務発明の申告および審議、権利譲渡および出願、国有特許権の登録などの職務発明に関する管理方法や所管部処についての具体的な内容が盛り込まれている。

今回、国防分野における知的財産権利化を推進することで、今後、発生しかねない知的財産権をめぐる紛争に効果的に備えることができた。また、国防科学技術の発展と民間

への普及のために、防衛事業庁が所有することになる知的財産を関係機関と民間に共有する計画である。さらに、防衛事業庁に所属する公務員による職務発明を識別して国家所有の特許として登録し、管理・活用する予定である。

防衛事業庁長は、「今回の指針制定は国と開発会社の知的財産権共同所有制度の導入のための事前段階であり、これで国防分野における知的財産権の管理システムが構築できるだろう」とし、「兵器システムの研究開発時に発生する知的財産を権利化することで、国防科学技術の創出と保護をより効果的に行うことができたことにも意義がある」と述べた。

改正された規定については、防衛事業庁のウェブサイト（www.dapa.go.kr）の業務・政策 - 法令で確認できる。

2-8 特許庁と慶尚北道教育庁、発明体験教育館の設置・運営のための業務提携を締結

韓国特許庁（2019.1.14）

- 次世代の発明人材を体系的に育成するために、発明体験教育館の建設に着手 -

韓国特許庁は1月15日11時30分、政府大田庁舎1棟小会議室で慶尚北道教育監をはじめ、教育庁の関係者が参加するなか、発明体験教育館の設置・運営のための業務提携を締結する。

今回の業務提携は、慶尚北道慶州市にある皇南小学校の建物を改装して「発明体験教育館」に造成することによるものである。また、敷地および建物の提供、体験館の建設・運営などに必要な事項について両機関がお互い緊密に協力し、発明体験教育館を建設するために推進された。

「発明体験教育館」では青少年向けの体験・深化型発明教育、小中高教員向けの体験中心の研修を実施する。また、発明教育プログラムの開発・普及を行い、創造性に優れた児童生徒を早期に発掘・育成して次世代の革新家に育成する。

これまでは小中高の正規教科で扱う発明関連の内容は理論中心となっており、体験型教育施設である発明教育センターは小規模施設で運営されてきたため、実習・体験教育の実施には限界があった。そこでこのような問題点を解決するために発明体験教育館の設置・運営を推進することになった。

特許庁は施設改装（リフォーム）や教育機材の購入、教育運営などのために、2019年度事業費の47.6億ウォンを支援する予定である。一方、慶尚北道教育庁は敷地・建物を提供し、施設改装、教育機材の購入費などに約91億ウォンを投資する計画である。

特許庁は慶尚北道教育庁と共同で設置推進団（TF）を構成・運営し、発明体験教育館の人材や組織、施設の構成、教育方向、教育プログラムの開発など、開館に必要な実務を担当する。

特許庁長は、「発明教育に関心が高い慶尚北道教育庁と業務提携を締結することで、圏域内の青少年が発明を体験する機会が増えることを期待している」とし、「第1号発明体験教育館が無事に完工し、第四次産業革命を導く創造的な人材育成を後押しできるよう、支援を惜しまない」と述べた。

2-9 特許庁、企業と機関の標準特許の確保能力を育てる

韓国特許庁（2019.1.15）

- 2019年標準特許創出支援事業の応募を1月23日まで受付 -

韓国特許庁は、優秀な技術を保有する中小・中堅企業や大学・公共研が高付加価値の標準特許を確保し、世界市場で優位に立つことを支援するために、「2019年標準特許創出支援事業」を実施すると発表した。

標準特許創出支援事業とは、標準特許の専門家、弁理士、標準専門家などからなる支援担当チームが、企業・機関の保有技術の国際標準と特許情報を分析し、特許出願・補正戦略、標準案の作成方向、海外標準案対応策など、総合的な標準特許確保戦略を支援する事業である。

企業・機関は特許庁の支援を受け、2012年～2018年6月まで3大国際標準化機構（ISO、IEC、ITU）と主要な標準化機構（ETSI、ATSC、IEEEなど）に118件の標準特許を宣言しており、標準技術の応用特許といった核心特許も多く創出し、優秀な特許活用の成果（*）を収めてきた。

*契約当たりの技術料は298百万ウォンと、未支援（23.7百万ウォン）に比べて13倍の水準（2013～2017）

特許庁は今年 27 億ウォンを投入し、企業・機関による第四次産業革命の核心標準特許の戦略的確保を支援するために、多角的な事業を推進する計画である。

まず、知能型ロボット、ブロックチェーンなどの重要分野で韓国が標準特許を確保する可能性の高い有望技術を発掘する戦略マップを構築し、優秀技術を保有する企業・機関が研究開発と標準化戦略を策定する際、活用可能にする。

次に、科学技術情報通信部、産業通商資源部など関係部処の R&D および標準化支援事業と連携して、産学研の課題 35 件を選定し、各企業と機関の保有能力と研究開発段階、標準化の進行段階などを総合的に診断した上で、先に出願できる緊急出願戦略、標準技術の空白領域導出戦略などの標準特許確保戦略を提供することで、標準特許を創出する可能性を最大限に引き出す。

特に今年、産学研が標準化速度の速い事実標準化機構（*）にタイムリーに対応し、新技術分野の標準特許を迅速に先取りできるように、事実標準攻略戦略支援を強化する計画である。

*国際標準化機構（ISO など）の標準化期間（4～6 年）より技術変化の速度が速い分野における迅速な標準化のために、企業が連合するフォーラム/コンソーシアム標準化機構

さらに、弁理士、研究者、大学生など向けの標準特許教育プログラムを運営し、標準特許の統計と詳細情報を提供する DB を構築する。同時に国民が標準特許に関する最新のニュースを簡単に得られるように、標準特許の専門誌（SEP Inside）を発刊し、国家標準特許の競争力強化のために全方位的に支援する。

*標準特許 DB の情報および専門誌は標準特許ポータル (biz.kista.re.kr/epcenter) で提供する

特許庁産業財産政策局長は、「世界の標準化機構が 150 以上に達するなど、新技術の標準を先取りするために、激しい競争が繰り広げられている」とし、「研究開発および標準化の進捗状況を考慮した緻密な特許戦略を提供し、企業・研究機関が技術の主導権確保に必要な標準特許を先取りすることを積極的に支援する」と述べた。

参加を希望する企業・機関は特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) と韓国特許戦略開発院のウェブサイト (www.kista.re.kr) で詳細について確認でき、事業申請の締切日は2019年1月23日となる。

※お問い合わせ：韓国特許戦略開発院標準特許センター（02-3475-8553、8560）

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、企業のための「中国の知的財産権実務ガイドブック」を発刊

韓国特許庁（2019.1.2）

韓国特許庁は中国に進出する企業が必ず知っておくべき、中国における知的財産権の出願、審判請求、侵害対応手続きと実務ノウハウを盛り込んだ「中国の知的財産権実務ガイドブック」を発刊した。

最近、中国は米国との貿易紛争をきっかけに、知的財産権の保護と公正な経済環境づくりのための措置を強化しているが、模造品、商標奪取、韓流に便乗して模倣商品を流通する企業が拡散するなど、中国で韓国企業が受ける知的財産権の被害は依然として深刻である。

この中で発刊されたガイドブックは、中国の知的財産権制度の実務に対する理解を高めることで、企業が自ら中国での知的財産権の管理戦略をいち早く策定できるように構成された。ガイドブックは出願、審判、侵害対応の3つに分かれており、各巻には中国の4大知的財産権（特許、実用新案、商標、デザイン）について、各項目の主な手続きと実務ノウハウが盛り込まれている。

特に、侵害対応ガイドには知的財産権だけでなく、不正競争行為による侵害に関する内容も盛り込まれている。また、侵害を主張する場合と侵害を主張される場合に分け、それぞれの行政・司法救済手続きとノウハウについて詳しく紹介されている。

特許庁国際協力課の課長は、「このガイドブックはすでに中国に進出した韓国企業からのアンケートなどを基に制作されたため、中国での知的財産権の管理戦略について頭を悩ませている韓国企業にとって実質的に役立つだろう」と見込んだ。

このガイドブックは中国の公館および IP-DESK、地域知識財産センター、地方中小企業庁、KOTRA、貿易協会、商工会議所などから申請を受けて無料で配布される。1月3日か

らは特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）でその全文をダウンロードできる。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 商標の公正な使用秩序を確立するための商標審査制度の改善

韓国特許庁（2019.1.3）

- 著名キャラクターを模倣した商標出願および公益性の高い用語の商標出願に対する審査を強化 -

韓国特許庁は著名キャラクターやキャラクターの名称を模倣した商標出願に対する審査を強化し、「YOLO（You Only Live Once、一度だけの人生を十分に楽しんで生きなさい）」のような公益性の高い単語については、識別力の有無を厳しく判断することを主要内容とする商標審査基準の改正案を1月1日から施行したと発表した。

著名キャラクターやキャラクターの名称は継続的に模倣の対象となっており、正当な権利者でない者がキャラクターやキャラクターの名称を模倣して商標を出願する場合も多く、これによる商標権紛争も発生した。

以前の審査基準では著名キャラクターやキャラクターの名称が文具、おもちゃなどの商品に使用された後、その商品と出所の誤認・混同を招きかねない商標出願について商標登録を拒絶することになっていた。

しかし、改訂審査基準ではまだ商品化していない著名キャラクターやキャラクターの名称だとしても商品化する可能性が高い商品（*）については、模倣商標出願を拒絶することで保護を強化し、すでに商品化した著名キャラクターやキャラクターの名称を模倣した商標出願の場合は、出所の誤認・混同を招きかねない商品の範囲を広く見て拒絶することになっている。

*衣類、靴、帽子、文具、おもちゃなど

また、「YOLO」や「K-POP」のように多様な商品やいろいろな分野で使われている、又は使われる可能性がある公益性の高い単語は、特定の人に独占権を与えることが妥当ではないため、その他の識別力がない標章とみなして商標登録を拒絶するように根拠規定を追加した。

さらに、5月から施行されている加盟本部（法人）の代表者など、個人によるフランチャイズ商標出願に対する使用意思確認の審査指針を商標審査基準に反映して、関連商標出願に対する拒絶決定の根拠を明確にすることで、加盟本部（法人）のフランチャイズ商標は加盟本部が商標登録を受けられるようにした。

特許庁商標デザイン審査局の局長は、「今回の商標審査基準の改訂は、商標の公正な使用秩序を確立するための制度改善に重点を置いて推進された」とし、「今後も特許庁は商標の公正な使用秩序を確立することはもちろん、出願人の利便性を向上できる制度の改善点も継続的に発掘し、積極的に反映する計画だ」と述べた。

その他一般

5-1 パク・ウォンジュ特許庁長の2019年新年の辞

韓国特許庁（2019.1.3）

尊敬する発明者・特許関係者、並びに企業の皆様！

亥の年、2019年を迎えました。

皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

昨年、韓国は対内外の厳しい環境の中でも過去最高の輸出6千億ドルを達成し、国民所得3万ドル時代を開き、韓国経済の底力を見せました。

知的財産の分野でも貴重な成果を収めることができました。

ひとまず、国民の財産権に関わる経済法では故意的な特許・営業秘密侵害行為に対して損害額の3倍まで賠償させる懲罰的損害賠償制度が国会本会議で成立しました。過去10年間の努力が実ったといえます。

同時に知的財産侵害に対する強力な執行・救済手段である特許・営業秘密・デザイン特別司法警察制度も国会で成立し、今年施行される予定です。

これは、単純な知的財産保護制度の改善ではなく、新しい経済政策の地平を開く転機だったと考えられます。このようなイノベーションにより、知的財産市場を活性化させる門が開かれると期待しております。

知的財産政策を政府レベルで議題化するための努力も多角的に行いました。アイデア奪取に対する調査・是正勧告制度の導入をはじめ、政府機関が合同で「中小企業技術奪取根絶対策」を策定し、「知的財産を基盤とする民間の雇用創出対策」、「国家特許競争力強化方策」などを追加し、履行しました。

特に、「IP 金融活性化総合対策」を策定することで、知的財産が市場でその価値を認められて評価され、取引・事業化を活性化できる基盤を整えました。

何より厳しい中でも、パート長を中心とする疎通型審査品質管理体制への転換と特許審判革新方策などを展開し、多くの審査官・審判官が努力した結果、審査・審判結果に対する国民の受容度（*）など、さまざまな品質指標も改善されています。

*拒絶決定不服審判請求率：(2016) 8.1%、(2017) 6.8%、(2018.11) 6.4%

特許法院提訴率：(2016) 18.1%、(2017) 15.3%、(2018.11) 11.0%

この他、特許庁は昨年一年間、数えきれないほど多い成果を収めました。これは、皆様が韓国経済の第一線で知的財産活動を行いながら、最善を尽くしてくださった結果です。

皆様一人一人に深謝いたします。

発明者・特許関係者、並びに企業の皆様！

今、世界では知的財産を中心に国家間の経済権力の道具が再編されています。知的財産をめぐる米中間の貿易紛争は激化しており、主要国は国家競争力を確保するために知的財産を核心的な武器にしています。

知的財産は R&D と人的資本の蓄積を通じて経済成長を可能にする基本条件で、中小・ベンチャー企業が産業エコシステムで独自に生存できる主体にし、創造的かつ革新的な活動で市場を拡大・再編し、経済成長を主導できるようにする核心的な手段です。

韓国はこれまで努力した結果、世界 4 位の特許出願強国にはなったものの、韓国市場で知的財産は財産としての価値を認められていません。また、審査人材の不足など、審査環境は劣悪であり、知的財産侵害による被害も相次いでいます。さらに、IP サービス市場が狭い上、研究現場や産業界で特許情報を戦略的に活用していないのが韓国の知的財産エコシステムの現状です。

知的財産に対する国民の関心がこれまで以上に高まった今だからこそ、昨年、国会で成立した知的財産保護制度を皮切りに、知的財産が価値にふさわしい価格で取引される時代を切り開き、知的財産エコシステムが好循環する構造を定着させなければなりません。

韓国は2019年を大韓民国の「知的財産市場を開花させる初年度」にし、これまで整えてきたインフラを基に、実効性のある知的財産市場を大韓民国で開き、知的財産強国としての競争力を強化しなければなりません。

①特許を基盤とする産業イノベーションの主導および市場先取り

第一に、特許を基盤とする産業イノベーションを起こし、韓国企業による第四次産業革命市場の先取りを支援します。

約3億件に達する世界の特許ビッグデータについて深層分析を行って把握した未来の産業トレンドと、審査・審判で培ってきた特許庁の技術の洞察力は産業が進むべき方向を提示できる重要な手段です。

今年はこれを活用し、次世代ディスプレイなど浮上している各産業の「特許基盤の産業競争力強化戦略」を立てます。

ともに、審査品質を高め、革新的な公共サービスを提供できるように、審査体系の見直し、審査人材増員、人工知能ベースの特許行政を高度化します。

特に、第四次産業革命の核心技術分野の強い特許を迅速に確保できるように支援する担当審査組織の新設を推進するとともに、超融合的技術の特性を反映した協議審査も強化していきます。

②知的財産の実効的な保護に伴う IP 市場の拡大

第二に、知的財産を実効的に保護し、知的財産市場を活性化させるための基盤を強化します。

知的財産侵害を根絶しなければ、人の努力にタダ乗りし、技術イノベーションに対する動機づけが弱くなり、市場は活性化しません。

このように中小・ベンチャー企業などに対する知的財産保護は、起業・革新エコシステムの好循環を生み出す出発点であり、包容的成長の土台ともいえます。

このため、今年施行される特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を無事に定着させ、これを商標・デザインなど知的財産全般に拡大します。

同時に知的財産権侵害に対する損害賠償を現実化するために、侵害者が得た利益全額を権利者に返還し、立証の責任を侵害者に負わせる制度も導入します。

合わせて韓流に便乗して不正流通する外資系流通企業などにより、韓国の輸出中小企業が受ける被害も大きくなっています。

これを受け、現地調査、共同紛争対応など K-ブランド保護基盤を強化するとともに、模倣品の輸出関門である香港に海外知識財産センター（IP-DESK）を設置し、海外での知的財産権紛争にも積極的に対応していきます。

③知的財産事業化を促進し、IP 市場の活力を向上

第三に、優秀な知的財産の事業化を促進することで、知的財産市場に活気を与え、良質の雇用を創出します。

特許侵害に対する懲罰的損害賠償制度が今年施行されれば、特許の価値を正確に評価する環境ができ、これからは経済全般に知的財産が活発に活用されるよう、支援を強化しなければなりません。

中小企業が知的財産を担保に事業化資金を調達できるように IP 金融支援を 2022 年まで 2 兆ウォン規模に拡大し、優秀な特許を基盤とするスタートアップに資金を支援する知的財産投資ファンド造成も拡大していきます。

これと共に、大学・公共研究機関が知的財産市場で必要とする優秀な特許技術を確保し、これを中小・ベンチャー企業が事業化して収益を生み出せるように、特許活用革新方策も導入します。

④国際協力を主導し、韓国型知的財産規範を拡散

第四に、名実共に五大特許庁（IP5）の一員として知的財産権分野の国際秩序の変化をリードし、韓国企業にフレンドリーなグローバル知的財産環境を構築します。

特に、今年は韓国で「五大特許庁会合（IP5）」と「ASEAN+1 特許庁長官会合」が開催されます。これを契機に、米国・中国・日本・EUなどの先進国と国際知的財産権の規範に関する議論を主導し、知的財産権分野の新南方政策も共に導いていきます。

次世代経済主導国であるインド・ブラジルとの審査協力を推進し、UAE・サウジなどには韓国型特許行政システムの輸出を拡大して、知的財産行政韓流を拡散します。同時に南北経済協力に対しても知的財産権分野で韓国企業の需要をできる限り、いち早く政策に反映できるように、南北知的財産権の交流および協力を推進していきます。

⑤次世代人材の養成など、未来の知的財産の裾野を拡大

最後に、未来を見据えて知的財産の裾野を広げるために、創造・融合型人材を育成するインフラを積極的に拡充し、第四次産業革命に関連する法・制度も整備します。

発明教育は第四次産業革命時代に応じる次世代革新家を養成するための核心手段です。

このため、地方自治体、市・道教育庁と緊密に協力し、今年、慶北地域の「発明体験教育館」を皮切りに、2022年まで全国に広域発明教育支援センターの設置を拡大します。

これと共に、ビッグデータ・3Dプリンタなど、第四次産業革命の新技术も知的財産として適切に保護できるように、特許要件判断基準、侵害規定などを整備します。

親愛なる発明者・特許関係者、並びに企業の皆様！

私たちの前に置かれている課題を忠実に履行し、国民が体感する成果を作るためには、何より対話と疎通が必要です。今後特許庁は批判の声に耳を傾け、低姿勢で疎通し、知的財産政策を展開していきます。

このような過程を経れば変化の道が開かれ、目の前の障害と危機を共に乗り越えられるでしょう。

「早く行きたいなら一人で行け、遠くへ行きたいなら皆で行け」というアフリカのことわざがあります。

私たちが同じところを見て皆で行くなら、知的財産による産業イノベーションと市場活性化で持続可能な成長を成し遂げ、名実共に知的財産の強国に飛躍できるでしょう。

今年一年間、知的財産分野でイノベーションを起こし、韓国の産業と経済が活力を取り戻せるよう、特許庁は皆様とともに最善を尽くしていきます。

2019年新年には希望と喜びで満ち溢れますように！

ありがとうございます。

特許庁長パク・ウォンジュ

5-2 パク・ウォンジュ特許庁長とのインタビュー

電子新聞 (2019. 1. 15)

パク・ウォンジュ特許庁長は産業通商資源部でさまざまな仕事をしてきた。2018年9月、特許庁長に就任する直前まで、産業部でエネルギー資源室長を務めたエネルギー・産業政策通である。青瓦台（大統領府）産業通商資源秘書官も務めた。彼と初対面した時の感想は「腰が低く、穏やかに見える」のであった。後から聞いた話だが、朴庁長は産業部時代から「人柄が良く、信頼される人」と職場の後輩から言われていたそうだ。

「昨年、不正競争防止法が国会で成立し、今年7月から施行される。知的財産（IP）取引が正常化し、市場が形成されるのである。IP金融を活性化させ、金融機関に担保能力を付与する予定である。」

朴庁長は特許業務には不慣れだろうという人々の先入観を破り、「IP金融活性化対策」を打ち出した。意外であった。特許庁長に就任してから100日を控えた時点であった。彼は「知的財産政策のイノベーション」と就任の第一声を発した。知的財産市場を活性化させ、第四次産業革命時代をリードしていくということであった。だが、たった3カ月で新しい特許政策の方向を設定し、これを推進するための方策まで考えたのである。

その第一が、IP金融活性化対策である。IPの価値を認め、その価値にふさわしい価格で市場で取引する、または特許を担保に投資できる環境を整えるということである。

IP の価値をどのように評価するか気になった。IP に財産価値を付与する上で最も重要な過程である。他の分野でも技術やコンテンツなどに担保能力を付与するために力を入れたが、いつも価値評価の段階でうまく行かなかった。

パク庁長は、「IP は市場従属性が大きいいため、その価値を決める過程は不要である」と言い切った。評価は市場で自然に行われるため、政府は市場を開く役割をすれば良いということである。パク庁長の確固たる考えがにじみ出る。彼は銀行が IP の価値を評価できるよう、評価機関を指定するとともに、価値評価をモジュール化して手続きを簡素化する予定である。特許にとって時間は命であるため、価値評価の手続き簡素化し、時間を短縮するという趣旨である。この過程はすべて民間主導で進められるようにする方針である。

彼は「特許共済制度」も示した。海外に進出した中小企業に海外で特許紛争が発生すれば、その費用を先に貸与し、後で分割返済してもらおう支援制度である。専門性を持つ委託機関を選定し、第 1 四半期にスタートさせる予定である。

彼は続いて「大韓民国にきちんとした知的財産市場を作りたい」とし、「企業の目線に合わせるために、市場とコミュニケーションを取り、現場が求める政策を推進することがイノベーションの始まり」と述べた。

彼はまた、「韓国の特許出願件数は年間 20 万件に達し、世界 4 位の水準である。だが、特許は保護価値がなければならぬため、紛争が起きても生き残れる強い特許を育てなければならぬ」としながら、「強い特許」の重要性を強調した。第四次産業革命時代を迎えるなか、人工知能、ビッグデータといった、お金になる分野の高品質・源泉特許を確保し、事業化につなげるべきということである。そのため、「良質の特許をタイムリーに取得できるようにし、迅速な審査・審判システムを構築する」と約束した。

- 強い特許を創出し、知的財産の競争力を向上させる対策は？

グローバル競争力を備えた特許を創出するために、審査段階と審査官に限定していた特許の品質管理を R&D・出願・審査など、特許創出の全段階および全ての主体にまで拡大する。R&D の段階で高付加価値の源泉・核心特許を確保できるように、「発明の品質」を高める予定である。出願の段階で優秀な発明を強い特許にするために、中小・ベンチャー企業のような特許創出主体の「出願の品質」を向上させる。

中小・ベンチャー企業が知的財産を基盤として成長していく政策支援プラットフォームを構築・拡大するために取り組んでいる。今年から加入者相互扶助の原則に則り、中小・ベンチャー企業の特許セーフティネットを構築するための特許共済事業を推進する。中小・ベンチャー企業の「知的財産の創出 - 保護 - 活用力を強化するための政策支援事業も進めている。

- 知的財産（IP）金融総合対策とは、どういう意味なのか。

不動産担保の少なさ・信用度の低さなどに悩む中小・ベンチャー企業が IP を担保に投資してもらうことがポイントとなる。初期創業企業が主に利用する IP 保証商品の保証割合を高め、貸出金利を引き下げるなどして中小・ベンチャー企業を優遇する予定である。

優秀な IP を保有する中小企業のために、IP 担保貸出を行う銀行を、民間を含める全体の金融機関に拡大し、IP への投資規模も大幅に拡大する。出願特許・海外特許に対する価値評価についても支援し、中小・ベンチャー企業の IP の価値が正しく評価され、IP 金融につながるよう、積極的に後押しする。2022 年までに 2 兆ウォン規模の IP 金融を拡大することで、中小・ベンチャー企業およそ 9,000 社が IP 金融を活用できると見込んでいる。

- 不正競争防止法が 7 月から施行される。

大企業による中小企業の技術奪取は、革新成長を阻害する非常に深刻な問題である。大企業は優越的地位を濫用して中小企業の技術を侵害してきた。韓国では特許侵害に対する損害賠償額が平均 6,000 万ウォンと、米国の 9 分の 1 の水準である。中小企業は資本力が弱く、専門人材も不足しているため、大企業を相手取って訴訟を起こすことが難しい。

公正な競争秩序を確立するためにも、技術奪取は非常に重要な問題である。必ず是正しなければならない。

これまでは損害賠償額が少なすぎて、正当な対価を支払って利用するよりも、技術を奪取した方が多くの利益を取ることができたため、損害額の 3 倍にまで損害賠償額を増やす懲罰的損害賠償制度を導入した。立法趣旨に則り、実際に損害賠償が行われるよう、裁判所と緊密に協力していく計画である。

- 新興国・途上国との国際協力も積極的に進める。どのように行われているのか。

昨年から PCT 協力審査と特許共同審査を行っており、高品質の審査結果を迅速に受けることができるようになった。PCT 協力審査は現在、試験的に行われているが、これからは出願人にできる限り多くの情報を提供できるように改善し、利用率を高めていく計画である。

韓国企業の進出が進む新興国・途上国を中心に知的財産権の保護環境を改善し、協力の需要がある国を対象に知的財産の行政韓流を拡散していく方針である。ASEAN+1 特許庁長官会合を韓国で開催し、重要な貿易対象となった ASEAN との協力をさらに強化する予定である。ベトナム、カンボジアなどの知的財産権協力の需要が高い国との二国間協力も拡大する。インド、ブラジルなどで韓国企業が早急に権利を確保し、権利が正当に保護されるよう、審査協力プログラムといった協力も進める計画である。

パク・ウォンジュ特許庁長について

パク・ウォンジュ特許庁長は 1964 年、全羅南道靈岩で生まれた。光州松源高校、ソウル大学経済学科を卒業し、ソウル大学で政策学修士号を、米インディアナ大学では経済学博士号を取得した。

1988 年、31 回行政考試に合格し、公職に入った。盧武鉉政権の 2007 年には大統領秘書室行政官を務めた。その後、知識経済部長官室を経て外国人投資支援センターに出向した。2009 年 10 月からは在日韓国大使館公使参事官を務め、2012 年から産業通商資源部で働き始めた。産業部では産業経済政策官、スポークスマン、企画調整室長、産業政策室長を務めた。昨年、特許庁長に就任するまではエネルギー資源室長を務め、2016 年には青瓦台（大統領府）で産業通商資源秘書官を務めた。

そのため、産業界全般での経験や知識が豊富との評価を受けている。韓国政府が脱原発政策と再生可能エネルギー普及政策を展開した当時、エネルギー資源室長を務めていた。政策をめぐる、賛否両論が巻き起こったなか、エネルギー資源室長として対内外とのコミュニケーションを図った。穏やかな性格で同僚から信頼が厚い。

昨年 9 月に特許庁長に就任した。特許審査と審判機能を超え、知的財産政策のイノベーションへと第四次産業革命をリードしていくという抱負を語った。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658
e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム